

(令和7年習志野市議会第2回定例会)

発議案第1号

国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年6月30日

習志野市議会議長

相原和幸様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀一

国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、令和8年度に向けて必要な教育予算を確保することを強く求めるものである。

記

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 子どもたち一人一人にきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談体制を充実させること。
- 6 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。

7 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

8 GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相原和幸

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和7年習志野市議会第2回定例会)

発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年6月30日

習志野市議会議長

相原和幸様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀一

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相原和幸

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和7年習志野市議会第2回定例会)

発議案第3号

安心して米を買い、食べられる農政を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月30日

習志野市議会議長

相原和幸様

提出者	習志野市議会議員	入沢としゆき
賛成者	習志野市議会議員	央重則
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	佐野正人
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	大宮こうた

安心して米を買い、食べられる農政を求める意見書

昨年から「スーパーから米が消える」という米不足が全国に広がり、買い付け競争が過熱し、米の価格が高騰してきた。物価高騰の中で、ただでさえ生活費のやりくりが大変な中で主食である米の不足と価格高騰は日々の生活に深刻な影響を及ぼしている。備蓄米の販売が始まっているが、令和の米騒動はいまだに続いている。5キログラム4,000円を超える米の価格高騰を解決することは広く国民の切実な願いである。

今必要なことは、当面の緊急対策と一体に、米の増産に本格的に着手し、国民が安定して米を購入でき、食べられるようにすることである。

よって、本市議会は政府に対し、市民、国民の食と生活を守るために、米の価格の高騰を解決して安定した米の供給ができる農政の充実を下記のとおり強く求めるものである。

記

- 1 米の生産量を増やし、豊作のときは備蓄米を買い増すなど米農家が安心して米作りができるようにすること。
 - 2 気候や経済変動などで需給ギャップが生じても米不足にならないよう、政府の米需給計画は、ゆとりある生産量を確保すること。
 - 3 農家が再生産可能な販売価格と消費者が求める購買価格の間に生まれる差額を補填する制度を創設すること。
 - 4 供給不足が生じたときは備蓄米を機敏に放出し、増産による値崩れが起きそうなときは政府による買入れで暴落を防ぐこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相 原 和 幸

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和7年習志野市議会第2回定例会)

発議案第4号

特別支援学校・特別支援学級等の教員の給料の調整額を引き下げる方針
の撤回を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

令和7年6月30日

習志野市議会議長

相原和幸様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	央重則
〃	〃	佐野正人
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	大宮こうた

特別支援学校・特別支援学級等の教員の給料の調整額を引き下げる方針の撤回を求める意見書

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）の一部改正に関連し、文部科学省は、公立学校で特別支援教育に直接従事することを本務とする教員に対して支給される給料の調整額（以下、特別支援教員の給料の調整額）を引き下げる方針を明らかにした。

給特法の一部改正で、公立学校の教員に給料月額のうち4パーセントが支給されている教職調整額を段階的に10パーセントに引き上げることになった。その一方で、文部科学省は、特別支援教員に給料月額のうち3パーセントが支給されている調整額を令和9年から令和10年までの2年間で段階的に半減させようとしている。

阿部俊子文部科学大臣は、4月15日の記者会見で「近年、通常の学級にも特別支援教育の対象となる児童・生徒が増加するなど、全ての教師が特別支援教育に関わる必要がある」とした上で、「他の教師と比較し一定の特殊性を有していることから、廃止ではなく半減とするものとした」と説明した。

これに対し、特別支援教育の研究者や保護者、教員などから、特別支援教員の給料の調整額の削減は教職調整額引上げの財源捻出が目的ではないかとの指摘があり、削減反対の署名運動が広がっている。署名運動を進める保護者は、「私たちの子どもたちは、特別支援教育の中でようやく「わかってもらえる」環境を得ました。一人ひとりの違いに寄り添い、気持ちが落ち着くまで待ち、時には命を守るような判断までしてくださる教員の皆さんがいます。彼らは、単に「授業を教える」だけでなく、日々惜しまず支援と配慮を続けてくれています。それにもかかわらず、なぜその努力と価値を軽視するような制度が作られようとしているのでしょうか。」「教員全体の処遇改善は必要です。しかし、それは特別支援教員の待遇を引き下げて財源を捻出するものではありません。」と訴えている。

通常学級にも支援を必要とする児童・生徒が増えたからといって、全ての教員が少しずつ支援を担えばよいとはならない。支援が必要な児童・生徒が増えたからこそ、専門的な知識と経験を持った教員の存在が不可欠なのである。

特別支援教育の現場では、発達の特性に応じたきめ細やかな指導、個別の支援計画の作成、保護者との密な連携など、専門的な知見がなければ提供できない支援が山積している。「全ての教師が関わる」という曖昧な言葉で済ませては、質の高い特別支援教育を維持することはできない。

特別支援教員の給料の調整額の引下げは、障がいのある児童・生徒の教育の充実に背を向け、責任を果たそうとしない姿勢の表れである。

よって、本市議会は政府に対し、特別支援教育の専門性を正當に評価し、特別支援教員の給料の調整額を引き下げる方針を撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相 原 和 幸

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。